

## 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の公表について

愛知県中央信用組合では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を、次のように策定しておりますので公表いたします。

### 愛知県中央信用組合 行動計画

当組合は、職員の仕事と家庭生活の両立させることができ、子供が健やかに生まれ育成される環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2011年4月1日から2014年3月31日までの3年間
2. 内容

#### 目標1：育児休業等に関する規程等の周知

<対策>

2011年4月 育児休業等に関する規程等の配布

2011年4月以降 育児休業等に関する制度等の変更があった場合の周知方法の検討、実施

#### 目標2：計画期間内に、男性職員の育児休業取得者を1人以上にする

<対策>

2011年4月 男性も育児休業を取得できることについて、諸制度を周知させ啓発する

#### 目標3：年次有給休暇の取得を促進

<対策>

2011年4月 部署・支店別に取得状況を通知し、促進をはかる

2011年4月以降 毎月1回の年次有給休暇の取得を促進する（年次有給休暇付与日数内）

2011年4月以降 アニバーサリー休暇（結婚記念日、自分記念日、本人・配偶者・子供の誕生日）を設け、通知等で周知する

#### 目標4：所定外労働時間削減のための措置を実施

<対策>

2011年4月 部署・支店別に所定外労働の実態を調査し原因分析、対策を検討する

2011年4月以降 ノー残業デーを設定、実施する